

小規模保育事業等 設置基準

	根拠基準	施設設備	備 考
家庭的保育事業	福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例	保育専用の部屋（9.9㎡（乳幼児数が3人を超える場合は、9.9㎡に3人を超える人数1人につき3.3㎡を加えた面積）以上）、調理設備、便所、遊戯に適した広さの庭（2歳以上児1人3.3㎡以上）、火災報知器及び消火器 等	
小規模保育事業（A型、B型）、小規模型事業所内保育事業		乳児室又はほふく室（0、1歳児1人3.3㎡以上）、保育室又は遊戯室（2歳以上児1人1.98㎡以上）、調理設備、便所、屋外遊戯場（2歳以上児1人3.3㎡以上）、保育に必要な用具、転落防止設備、非常警報器具又は非常警報設備 等	
小規模保育事業（C型）		乳児室又はほふく室（0、1歳児1人3.3㎡以上）、保育室又は遊戯室（2歳以上児1人3.3㎡以上）、調理設備、便所、屋外遊戯場（2歳以上児1人3.3㎡以上）、保育に必要な用具、転落防止設備、非常警報器具又は非常警報設備 等	
保育所型事業所内保育事業		乳児室又はほふく室（0、1歳児1人3.3㎡以上）、保育室又は遊戯室（2歳以上児1人1.98㎡以上）、調理室、便所、屋外遊戯場（2歳以上児1人3.3㎡以上）、保育に必要な用具、転落防止設備、非常警報器具又は非常警報設備 等	
居宅訪問型保育事業		事業運営に必要な専用の区画、保育に必要な用具 等	